下野市男女共同参画プラン (第2次素案)

平成 19 年 8 月 下 野 市

目 次

第1章 男女共同参画ブランの概要	
1 プラン策定の背景と趣旨	. 1
2 プランの性格	. 3
第2章 男女共同参画プランの基本的な考え方	
1 下野市の現状と課題	4
下野市男女共同参画プラン策定に係る市民アンケート概要	
下野市男女共同参画推進委員会における意見	
2 基本理念と将来像	
3 基本目標	8
第3章 男女共同参画プランの内容	9
プランの体系	1 0
基本目標 互いに思いやる人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	1 1
1 男女平等意識の確立	1 4
2 固定的な性別役割分担意識の解消	1 6
3 国際的視点からの男女共同参画の推進	1 7
基本目標 男女がともに個性や能力を発揮できる社会環境づくり	1 8
1 男女がともに築く家庭生活の実現	2 2
2 職場での男女平等の推進	2 3
3 意思決定の場への女性の参画拡大	2 4
4 男女がともに参画し責任を共有する地域社会づくりの促進	2 6
基本目標 男女が平等に安心して健康で豊かに暮らせる生活環境づくり	2 7
1 生涯を通じた健康の保持と増進	2 8
2 子育て支援環境の充実	2 9
3 男女間のあらゆる暴力の根絶	3 0
4 生涯学習の充実	3 1
5 高齢者や障害者が安心して暮らせる環境の整備	3 2
6 地域コミュニティ活性化の推進	3 4
0 地域コミューティルは1007年度	24
第4章 男女共同参画プランの推進	
	Э.Г
1 推進体制の整備	3 5
2 プランの推進方針	3 6
3 プランの進行管理	3 8
42 ±4.207 (10)	
参考資料	
1 策定体制 下野市男女共同参画推進委員会設置要綱	
下野市男女共同参画推進本部設置要綱	
2 関係法令等 男女共同参画社会基本法	
3 策定の経緯	
4 男女共同参画に関する用語の解説	

第1章 男女共同参画プランの概要

1 プラン策定の背景と趣旨

プラン策定の趣旨

本市は、平成 18 年 1 月 10 日に南河内町・石橋町・国分寺町の合併により誕生しましたが、合併以前よりそれぞれの町において男女共同参画社会の実現に向けて、広報紙の発行や講演会等を開催してきました。

しかし、近年の少子・高齢化の進行をはじめ、家族形態の多様化、社会意識や価値観の変化、雇用形態の変化、情報通信技術の高度化など、社会環境は急速に変化しており、それに伴い、人々のライフスタイルも多様化し、新しい時代に生きる男女の多様な生き方への対応が求められています。さらに最近では、ドメスティック・バイオレンス 1やセクシュアル・ハラスメント 2、ストーカー行為、メディアにおける女性の人権問題等、女性に関わる問題に対する意識も高まり、その対応が強く求められ、男女共同参画社会の実現のためには、多くの課題が残されています。

このようなことから、下野市では人権尊重の視点や男女平等の視点に立った新たな課題への取り組み方向を示すとともに、時代の潮流を十分に踏まえ、男女の自立と共同参画社会の実現に向けたあらゆる施策の新たな指針として「下野市男女共同参画プラン」を策定しました。

プラン策定の背景

国際的な動き

国連は、昭和 50 (1975)年の国際婦人年世界会議において「平等・開発・平和」の3つを目標とした「世界行動計画」を採択しました。

昭和 54(1979)年には、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下「女子差別撤廃条約」という。)を採択し、公的分野だけでなく、家庭生活という私的分野においても性別による固定的な役割分担を解消することを打ち出しました。

平成 5 (1993)年の「世界人権会議」では、女性の権利は人権であることを宣言し、平成 7 (1995)年北京での「第 4 回世界女性会議」では、「女性のエンパワーメント」の重要性が明らかにされました。

平成 12(2000)年ニューヨークでの国連特別総会「女性2000年会議」では、

夫や恋人など、親密な関係にあるパートナーから受ける暴力のこと。殴る、蹴るなどの 身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力なども含まれる。

2 セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれる。

¹ ドメスティック・バイオレンス

女性に対する暴力に関する多くの取り組みが提案されました。

国の動き

わが国においても、国際的な動きと軌を一にして、男女共同参画の取り組みが進められてきました。昭和60(1985)年の女子差別撤廃条約の批准に当たっては、 勤労婦人福祉法や国籍法の改正等によって法制度の整備が大きく進展しました。

平成 11 (1999)年には、「女子差別撤廃条約」の批准に伴う国内法として、男女共同参画社会の形成に向けての取り組みの法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、5 つの基本理念と国、地方公共団体、国民の責務等が明記されました。

さらに、平成 12(2000)年以降、女性に対する暴力の防止に向けて様々な法整備が行われました。

県の動き

国際婦人年を契機とする世界的な動きや国の動きに呼応して、女性行政を積極的に推進するため、栃木県では昭和54(1979)年4月、企画部に「婦人青少年課」を新設しました。

平成8(1996)年には、プランを推進するために知事を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置し、全庁的に取り組んできました。

また、同年 4 月、女性の活動拠点であり、男女共同参画のための活動拠点施設でもある「とちぎ女性センター・パルティ(現在のパルティとちぎ男女共同参画センター)」が開館し、情報提供、啓発・学習・研修、社会参加支援事業などを実施しています。

平成 13 (2001)年には、男女共同参画社会基本法を受け、「とちぎ男女共同参画プラン」を策定し、平成 14 (2002)年には、男女共同参画の重要性を県民一人ひとりが認識し、県民一丸となった男女共同参画社会の実現に向け、「栃木県男女共同参画推進条例」を制定しました。

下野市の取り組み

旧3町でも、男女共同参画の実現に向けて、男女共同参画のための講演会や女性 模擬議会等を開催するなど、様々な取り組みを実施してきました。

また、男女共同参画推進のための住民団体が組織され、男女共同参画事業の実践主体として、講演会の開催や広報紙の発行を主導する例もありました。

合併後は、講演会の開催や啓発パンフレットの発行、市広報紙への記事掲載等により、啓発を行なっています。

2 プランの性格

計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、下野市における 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的なプランとします。

この計画は、旧南河内町「男女参画 夢プラン21~男女共生社会をめざして~」 及び旧国分寺町「男女共同参画社会計画」との整合性を図ったプランとします。

この計画は、下野市総合計画の部門別計画として、他の分野別計画と整合性を図ったプランとします。

この計画は、栃木県の男女共同参画に関する計画を勘案したプランとします。

この計画は、社会経済環境の変化に伴い、今後予想される新たな課題や本市の実態に即したプランとします。

計画の期間

平成 20 年度から平成 27 年度までの 8 年間

第2章 男女共同参画プランの基本的な考え方

1 下野市の現状と課題

下野市男女共同参画プラン策定に係る市民アンケート概要 市民の現状や意見を把握するために市民アンケート調査を実施しました。調査概要 と調査結果より抽出された課題は以下のとおりです。

市民アンケート調査概要

・調査対象: 18 歳以上の下野市民 2,000 人 (男性 1,000 人、女性 1,000 人) 無作為抽出

・調査方法:郵送による配布・回収

・調査期間: 平成 19 年 1 月 19 日から平成 19 年 2 月 5 日

・回収状況:配布数 2,000 通、回収票数 779 通、回収率 39.0%

・調査項目

A 就労について、B 生活全般について、C 男女が安心で健康に暮らせる環境

D 男女共同参画に対する意識、E 市 (行政)に要望する方策

F 属性(性別、年齢、結婚の有無、家族構成、子どもの有無、職業、居住地区)

G 自由回答

・調査の内容

A 就労について

就労をテーマに、 就労状況について、 職場環境について、 職場環境を改善するための方策についての設問を設定しました。

B 生活全般について

生活全般をテーマに、 家事等の家族分担状況について、 家庭生活や地域活動と仕事の両立に対する意識について、 子育てに対する意識について、 家庭生活や地域活動と仕事の両立を改善するための方策についての設問を設定しました。

C 男女が安心して健康で豊かに暮らせる環境

男女の安心で健康な暮らしをテーマに、 ドメスティック・バイオレンスの認知 度と実態について、 ドメスティック・バイオレンス防止のための方策についての 設問を設定しました。

D 男女共同参画に対する意識

人権の尊重と男女共同参画に対する意識をテーマに、 女性の人権に対する意識 について、 男女共同参画に関連する各種方策についての認知度についての設問を 設定しました。

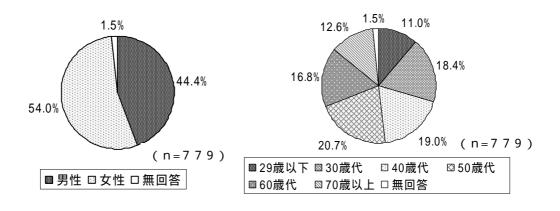
E 市(行政)に要望する方策

推進体制の整備をテーマに、 男女共同参画社会のために行政に期待することについて、 男女共同参画社会を推進するための方策についての設問を設定しました。

市民アンケート結果より抽出された主要な課題等

回答者の構成を見ると、男女別では、女性のほうが10ポイントほど上回っており、 女性の方がアンケートへの回答意欲が高いと考えられます。また、年齢別に見ると、29 歳以下と70歳以上は10%台前半の割合を占めるにとどまっており、特に若年者に関 しては無関心層の存在が懸念されます。





男女共同参画への意識改革について

- ・「夫は働き、妻は家庭」に対し、賛成が男性に多い。
- ・女性が仕事を持つことに対して、男女間に意識の差はほとんどない。
- ・男女共同参画に関連する用語の認知度は男性のほうが高い。 人権の尊重と意識改革について
- ・子どもの育て方は、「男は男らしく、女は女らしく」のジェンダー観が男性に強い。
- ・ドメスティック・バイオレンスのうち精神的暴力の認識が低い。また、認知度は男 性のほうが高い。

家庭での男女共同参画について

- ・家事については、役割分担が望ましいと考える「家族の世話・介護」、「育児・しつ け」で分担が進んでいる。
- ・育児・介護休業の取得意向は男性、女性とも強いが、男性は取りたくても取れる環境にないと感じている。

仕事での男女共同参画について

- ・仕事に従事している割合は、女性では低い水準にとどまっている。
- ・職場では、「幹部職員への採用」「昇進・昇格」「賃金」で男女格差が根強く残っている。

男女とも健康で安心して暮らせる社会について

・ドメスティック・バイオレンスの被害に遭った回答者が約1割である。

下野市男女共同参画推進委員会における意見

下野市男女共同参画推進委員会では、各委員の実体験や市民アンケート結果等にも とづいて、男女共同参画の視点から見た下野市における課題と男女共同参画を推進す るうえでの課題を検討し抽出しました。

委員会において抽出された項目は、プランの内容に関わるものとプラン実施後の評価に関わるものに分類しました。

<プランの内容に関わるもの>

男女平等意識の低さ

男女平等意識の低さは個人に起因するとの意見と地域社会に起因するとの意見があったことから、地域のまとめ役となる人には、その役割を考えた行動及び発言が望まれる。

職場における男女比 (特に管理職)

学校の校長・教頭・主任の女性比率の低下が見られる。学校は社会的影響力を考えると、率先して男女共同参画を推進することが望まれる。

男女間の暴力が相当数存在

ドメスティック・バイオレンスは、家庭内にとどまり被害が深刻化する可能性があるので、被害を最小化するため、相談体制の充実が重要である。

学習機会が不十分

生涯学習などで、男女共同参画について学習する機会を十分に提供することが重要である。

啓発・啓蒙活動による対策

市民・企業・行政における啓発活動の役割分担のあり方について検討する必要がある。

<プランの評価に関わるもの>

プラン評価のあり方

プラン策定で終わるのではなく、終了後には評価を実施することが重要である。また、意識の変化等は一朝一夕には起こらないので、長期的な視点に立ってプランの効果を評価する必要がある。

2 基本理念と将来像

基本理念

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、個人の意思に基づいて 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その結果としての利益 を男女が均等に享受することができ、かつ、共に責任を担う社会を言います。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会形成についての 5 つの基本理念を掲げるとともに、国や地方公共団体及び国民、それぞれの責務を明らかにしています。

<基本理念>

男女の人権の尊重

社会における制度又は慣行についての配慮 政策等の立案及び決定への共同参画 家庭生活における活動と他の活動の両立 国際的協調

男女共同参画社会の基本理念は、基本的人権の享有、個人の尊重、性別等によって差別されることのない法の下の平等など、日本国憲法で謳われている内容と同調するものです。

下野市の将来像

男女共同参画社会基本法で謳われている基本理念に基づいた下野市の将来像について以下のとおり掲げます。

下野市の将来像

3 基本目標

基本理念にもとづき、将来像を実現するため以下のとおり基本目標を掲げます。

《3つの基本目標》

互いに思いやる人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

男女がともに個性や能力を発揮できる社会環境づくり

男女が平等に安心して健康で豊かに暮らせる生活環境づくり

第3章 男女共同参画プランの内容

各基本目標を達成するための施策の方向を以下のように設定します。

基本目標 互いに思いやる人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

男女が正しい平等意識をもち、固定的な性別役割分担の意識を考え改めるため、みんなで学習することにより、男女の人権を尊重し、個性が尊重される社会的機運の醸成を促進します。

- 1 男女平等意識の確立
- 2 固定的な性別役割分担意識の解消
- 3 国際的視点からの男女共同参画の推進

基本目標 男女がともに個性や能力を発揮できる社会環境づくり

家庭、職場、意思決定の場、地域など、あらゆる場で男女がともに発言し活動できる 環境づくりを推進します。

- 1 男女がともに築く家庭生活の実現
- 2 職場での男女平等の推進
- 3 意思決定の場への女性の参画拡大
- 4 男女がともに参画し責任を共有する地域社会づくりの促進

基本目標 男女が平等に安心して健康で豊かに暮らせる生活環境づくり

男女が心身の健康を保持し生涯を通じ心豊かな生活を送れるよう、健康づくりの推進やひとり親家庭の福祉の充実、子育てを支援できる体制づくりに努めます。また、生涯学習等の学ぶ機会を充実させます。

- 1 生涯を通じた健康の保持と増進
- 2 子育て支援環境の充実
- 3 男女間のあらゆる暴力の根絶
- 4 生涯学習の充実
- 5 高齢者や障害者が安心して暮らせる環境の整備
- 6 地域コミュニティ活性化の推進

下野市の将来像

基本目標

互いに思いやる人権の尊重と 男女共同参画の意識づくり

《施策の方向》

- 1 男女平等意識の確立
- 2 固定的な性別役割分担意識の解消
- 3 国際的視点からの男女共同参画の推進

基本目標

男女がともに個性や能力を 発揮できる社会環境づくり

《施策の方向》

- 1 男女がともに築く家庭生活の実現
- 2 職場での男女平等の推進
- 3 意思決定の場への女性の参画拡大
- 4 男女がともに参画し責任を共有する地域社会づくりの促進

基本目標

男女が平等に安心して健康で豊かに暮らせる生活環境づくり

《施策の方向》

- 1 生涯を通じた健康の保持と増進
- 2 子育て支援環境の充実
- 3 男女間のあらゆる暴力の根絶
- 4 生涯学習の充実
- 5 高齢者や障害者が安心して暮らせる環境の整備
- 6 地域コミュニティ活性化の推進

男女共同参画 の認知度向上 と意識改革の ための啓発活 動の推進

9

重点推進方針

地域コミュニ ティによる草 の根活動の活 性化

計画の推進体制

庁内推進体制の充実 市民との協働を支える体制づくり

基本目標

互いに思いやる人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

男女が正しい平等意識をもち、固定的な性別役割分担の意識を考え改めるため、みんなで学習することにより、男女の人権を尊重し、個性が尊重される社会的機運の醸成を促進します。

<現状と課題>

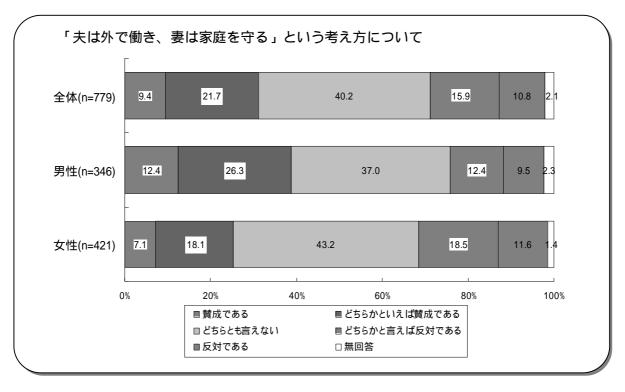
・「夫は働き、妻は家庭」に対し、賛成が男性に多い。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方をどう思うか質問したところ、 全体では賛成の割合が 31.1%に対し、反対の割合が 26.7%で賛成の意見が上回っていま す。

男女別にみると、男性では「賛成」が 38.7%、「反対」が 21.9%で、「賛成」が 16.8 ポイント上回っている一方で、女性では「賛成」が 25.2%、「反対」が 30.1%で、「反対」が 4.9 ポイント上回っています。

男性と女性では考え方が違っており、女性の方が、固定的な役割分担をせずに男女とも仕事と家庭の両立を図るのがよいという意識が高い結果が出ています。

固定的な性別役割分担意識を払拭し、男女とも個人の生き方が尊重されるよう、意識改革 を進めるなどの施策が必要です。

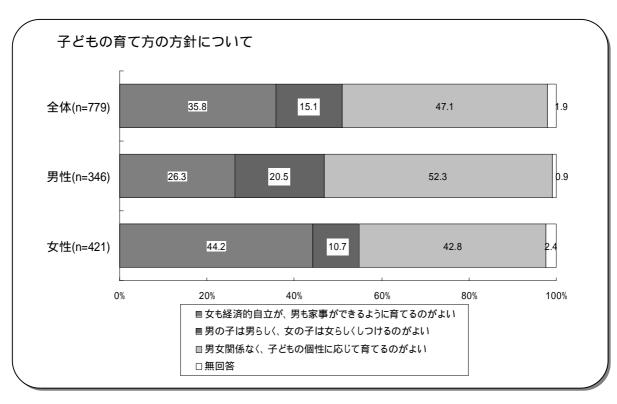


・子どもの育て方は、「男らしく、女らしく」のジェンダー観が男性に強い。

子どもの育て方の方針について質問したところ、「男女関係なく、子どもの個性に応じて育てるのがよい」との回答がもっとも多く、次いで「女の子も経済的自立が、男の子も家事ができるように育てるのがよい」、「男の子は男らしく、女の子は女らしくしつけるのがよい」の順であり、「男らしく、女らしく」といったジェンダー観は相対的に少ないようです。

男女別にみると、「男の子は男らしく、女の子は女らしくしつけるのがよい」の回答割合が男性で高く、女性の方が男女平等の意識を培う教育の推進に対する意識が若干高い結果が出ています。

次世代を担う子どもたちが正しい男女平等意識を持ち、固定的な性別役割分担に縛られないよう、男女平等に関する学習機会を充実させるなどの施策が必要です。



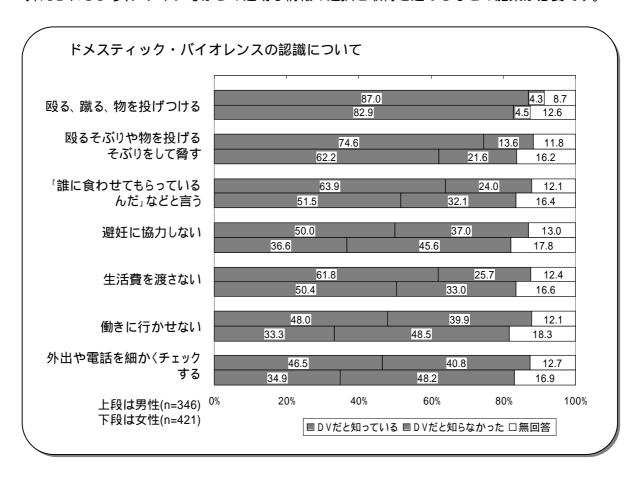
・ドメスティック・バイオレンスのうち精神的暴力の認識が低い。また、認知度は男性のほうが高い。

ドメスティック・バイオレンスにあたる行為についてどの程度知っているか質問したところ、身体的暴力については過半数が認識していますが、避妊の協力や、精神的暴力については、過半数に達していません。

男女を比較すると、すべての項目で男性が女性より認知度が高くなっています。また、男性はすべての項目で「知っている」が「知らなかった」を上回っています。一方で女性は、避妊に協力しない、働きに行かせない、外出や電話を細かくチェックするという項目で「知らなかった」が「知っている」を上回っています。

このことから、男性の方がドメスティック・バイオレンスについての認識が高い結果が出ています。

男女ともドメスティック・バイオレンスに関する正しい知識を身につけ、被害を最小限に 抑えられるよう、メディア等からの適切な情報の選択と取得を進めるなどの施策が必要です。



施策の方向 - 1 男女平等意識の確立

次世代を担う子どもたちが正しい男女平等意識を持つよう、男女平等を推進する学校教育を進めるとともに、すべての市民に対する学習機会の提供に努めます。また、メディアなどこれまで女性の人権に対して配慮に欠けていた分野について、環境の改善のため啓発活動を進めます。

施策	施策内容	事業	担当課
男女平等を推進す	男女がそれぞれ個性を活か	・男女共同参画の視点 にたった教科・教育	学校教育課
る学校教育の充実	しながら、能力をのばし、	内容の充実	
	相互に理解しあえる人間の	 ・性別にとらわれない	学校教育課
	育成をめざす教育を推進す	進路指導の実施	子仪仪目标
	るため、各教科や特別活動	 ・教職員に対する男女	学校教育課
	等をとおして、ジェンダー	平等に関する研修の	אין בוענעו נ
	にとらわれない自由な学習	実施 ・学校における教職員	学校教育課
	や指導の充実を推進すると	の男女平等の推進	NH ELYEVI, C
	ともに、適切な指導が可能	 ・発達段階に応じた性	学校教育課
	となるよう教職員に対する	教育の充実	健康増進課
	研修や啓発を進めます。		
男女平等やジェン	男女がジェンダーにとらわ	・男女共同参画に関す	企画財政課
ダーに関する学習	れない人生を送るため、男	るフォーラム、シン ポジウム等の開催	
機会の提供	女共同参画社会をより深く		- 32 (2-46-2-26
	実現するための学習機会の	・人権や性の尊重に関 する学習機会の充実	学校教育課 生涯学習課
	提供に努めます。		
女性の性や出産に	産む性「母性」として女性	・リプロダクティブ・ ヘルス / ライツ ³ の	健康増進課 学校教育課
関する権利の尊重	の性や出産に関する権利を	ペルス/ フィラ 。の 啓発のための学習機	子仪叙目录
と意識の浸透	尊重し保護していく社会意	会の提供や啓発活動 の推進	
	識の醸成に向けて、教育や	の推進	
	福祉等あらゆる場面での啓		
	発活動を推進します。		
あらゆるメディア	映像や書物、インターネッ	・メディア・リテラシ ー ⁴ 向上のための学	学校教育課 企画財政課
における女性の人	ト等メディア上の表現につ	習機会の提供や啓発	正画別以話 関係各課
権を尊重した表現	いて、身近な社会生活の上	活動の推進	
等の定着化の促進	からも厳しい目で判断・選]	

択し、女性の人権を尊重した表現等の定着化を促進するため、学習機会や啓発活動を推進します。	・公的刊行物や庁内文 書に関する不適切な 表現の積極的是正 と、遵守すべき基準 の周知	企画財政課 秘書広報課 総務課
--	---	-----------------------

いつ何人の子どもを産むか生まないかを選ぶ自由や、安全な妊娠・出産、子どもが健康に育つ環境など、生涯を通じての性と生殖に関する課題を含む健康と権利の理念を指す。

4 メディア・リテラシー

メディアやメディア上の情報を選択し、主体的に読み解き、また自己発信する能力を指す。

³ リプロダクティブ・ヘルツ / ライツ

施策の方向 - 2 固定的な性別役割分担意識の解消

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という固定的な性別役割分担意識が根強く残っている ことを認識するため、女性問題についての意識啓発を進めます。また、固定的な性別役割分 担意識を払拭するため、社会制度や慣行の是正や相談体制の充実に努めます。

施策	施策内容	事業	担当課
男女共同参画の視	人権の尊重と男女平等の基	・広報、ホームページ、 パンフレット等によ	企画財政課
点に立った社会制	本理念が認知され、深く理	る啓発	
度・慣行の是正に向	解されるよう、あらゆる機	・男女共同参画週間・	企画財政課
けた啓発活動の推	会をとおして慣行や制度の	人権週間の周知	生活課
進	是正に向けた啓発活動を推	・市民の意識調査の定	企画財政課
	進します。	期実施	
		・行政文書や刊行物等 における差別的表現 のチェックと是正	全課
女性問題について	女性が置かれている(きた)	・男女平等意識の啓発	企画財政課
の意識の啓発	立場を確認し、正しい男女	│ のための広報活動と │ 啓発活動の充実	
	平等意識を育てるため、女	・女性問題に関するフ	 企画財政課
	性問題について知る機会の	ォーラム、シンポジ	止凹別以沫
	提供に努めます。	ウム等の開催 	

施策の方向 - 3 国際的視点からの男女共同参画の推進

国際的な男女共同参画(ジェンダー・イクウォリティ)の動向を把握するため、国際情報の収集と提供に努めます。また、身近なところから男女平等に対する国際的な価値観に触れるため、国際交流の推進に努めます。

施策	施策内容	事業	担当課
男女共同参画のた	国際的に広い視野をもって	・男女共同参画に関する様々な国際情報の	企画財政課 生活課
めの国際情報の収	身近なところから男女共同	収集と提供	
集と提供	参画を推進するため、様々 な国際情報の収集と提供に 努めます。	・父親支援事業など、 国際的な先進事例に 関する情報の収集と 提供	企画財政課 生涯学習課
		・国際的視野を持った 地域リーダー養成の ための学習機会の提 供や海外研修等への 派遣の推進	生涯学習課
男女共同参画の視	国際的な動向や先進諸国の	・国際交流活動の促進 と支援の充実	生活課
点からの国際交流	制度等について学び、国際	C文版07元 文	
の推進	的視野を広めるとともに多 様な価値観を普及するた	・国際交流員や外国語 指導助手等との交流	生活課 学校教育課
	め、国際交流を推進します。	活動の促進 ・姉妹都市との交流事 業の促進	生活課

基本目標

男女がともに個性や能力を発揮できる社会環境づくり

家庭、職場、意思決定の場、地域など、あらゆる場で男女がともに発言し活動できる環境づくりを推進します。

<現状と課題>

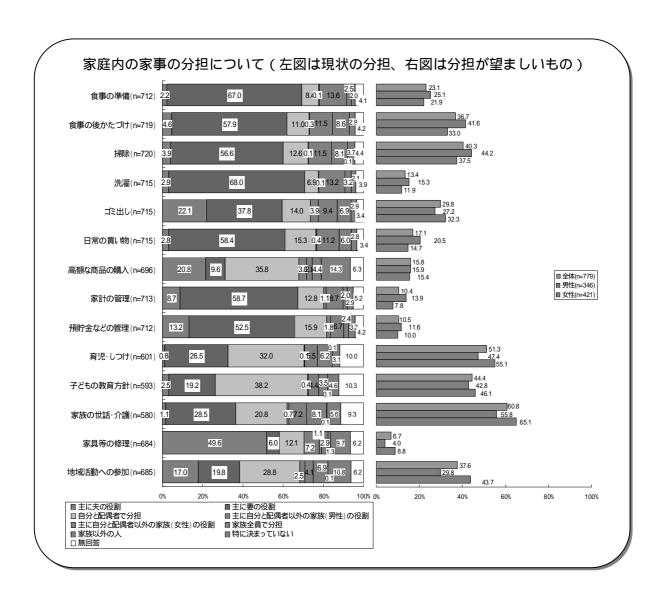
・家事については、役割分担が望ましいと考える「家族の世話・介護」、「育児・しつけ」で 分担が進んでいる。

回答者の家庭の中で、家事が誰の役割かを問う質問をしたところ(左図)食事の準備や後かたづけ、洗濯、日常の買い物などのほぼ毎日発生する家事、また家計の管理や預貯金の管理などの金銭の管理は、妻の役割となっている割合が高い結果が出ています。

家事の中で「夫婦で分担」あるいは「家族で分担」が望ましいと思う項目を問う質問(右図)に対しては、「家族の世話・介護」が最も高く、次いで「育児・しつけ」、「子どもの教育方針」の順となっており、保育や介護に関しては家族で分担するのが望ましいと考えています。

このように、家族で分担するのが望ましいという割合が高い項目ほど、実際に夫婦または 家族で分担している割合が高い結果が出ています。ただし、日常的な家事については、女性 への偏りが依然として高いという結果となっています。

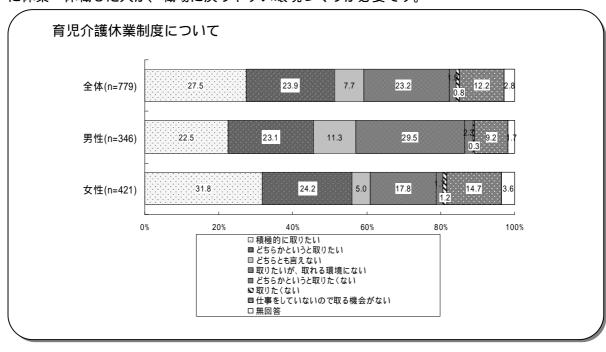
共働きの家庭が増えていく中で、「男性は仕事、女性は仕事と家庭」という偏った分担が生じかねません。男女とも仕事と家庭の両立ができるように、家事の分担の見直しを啓発したり、家庭生活を営むために必要な知識や技術等を身につけるための講座を実施するなどの施策が必要です。



・ 育児・介護休業の取得意向は男性、女性とも強いが、男性は取りたくても取れる環境にないと感じている。

育児や介護を行うために育児休業や介護休業を取ることについての考えを問う質問に対し、男性も女性も大半の回答者が「取りたい」と回答していますが、男性には「取りたいが取れる環境にない」との認識が女性と比較して強くなっています。

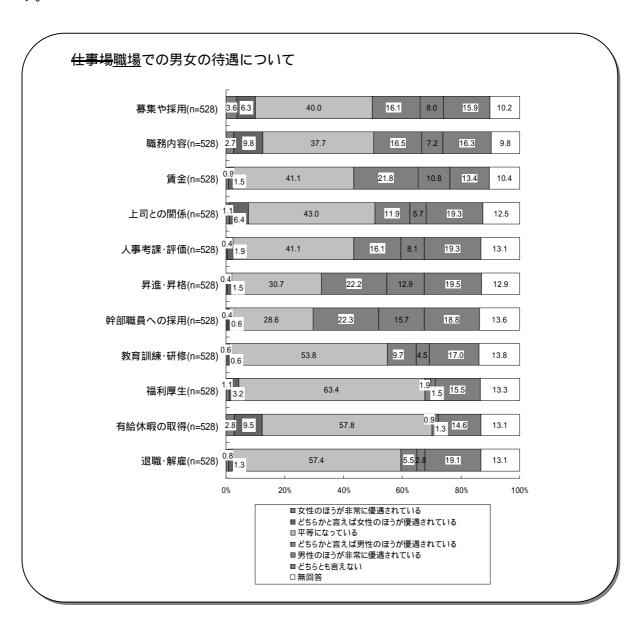
夫婦のいずれかに育児や介護の負担が偏らないよう、男女とも育児休業や介護休業を取れる雇用条件を確保する取り組みを推進するなどの施策が必要です。また、育児や介護のために休業・休職した人が、職場に戻りやすい環境づくりが必要です。



・職場では、「幹部職員への採用」「昇進・昇格」「賃金」で男女格差が根強く残っている。

現在仕事をしている回答者に対する、職場での男女の扱いについての質問に対し、「幹部職員への採用」、「昇進・昇格」、「賃金」で、圧倒的な男性優遇の傾向がみられます。女性優遇の著しい傾向は見られません。

男女とも意欲や能力が正当に評価され、十分に活かせるよう、また、男女とも企業や団体における方針決定に参加できるよう、企業や事業主に対して働きかけるなどの施策が必要です。



施策の方向 - 1 男女がともに築く家庭生活の実現

男女が家事、育児や介護など家庭生活の営みに携われるよう、生涯学習講座や家庭科教育の充実を図ります。また、男女とも仕事と家庭のバランスの取れた生活を送れるよう、ワークライフバランスの実現に向けた啓発や、育児休業・介護休業制度等の定着化を進めます。

施策	施策内容	事業	担当課
家事・育児・介護へ の男女共同参画の 促進	家庭や地域における固定的 な役割分担意識を見直し、 男女が共に協力し、自立で	・男性の生活習慣自立 等のための講座や、 女性の学習・就業の ための講座等の実施	健康増進課 生涯学習課
	きる社会づくりをめざし、 各種教育や学習機会の充実 を図ります。	・男女が家庭生活を営むために必要な知識・技能等を習得する家庭科教育の推進	学校教育課
育児休業・介護休業 制度等の定着促進	働く女性や家事に参画する 男性が安心して育児や介護 に取り組めるよう、育児休	・「育児・介護休業法」 や「育児・介護休業 制度」等の周知	企画財政課 産業振興課 児童福祉課 健康増進課
	業・介護休業等社会制度の 周知と定着化を促進しま す。	・働く人や企業・事業 主に対する育児休 業・介護休業制度の 周知・啓蒙と活用の 促進	産業振興課 児童福祉課 高齢福祉課 健康増進課
ワークライフバラ ンスの実現に向け た啓発	男女共同参画によるゆとり ある育児や介護等の家庭生 活を実現するため、労働時	・労使双方に対する労働時間短縮に向けた 情報提供や啓蒙活動 の促進	産業振興課 総務課
	間の短縮に関する情報提供 や啓発活動を推進します。	・仕事と家庭の両立支 援と働き方の見直し についての普及・啓 発の支援	産業振興課
		・農業・商工自営業に おける労働時間短縮 に向けた経営計画の 策定支援	産業振興課
		・「くるみん」 ⁵ の積極 的な認定申請等の促 進のための啓発	産業振興課 児童福祉課

⁵ くるみん

事業主が、次世代育成支援対策推進法に基づき従業員の子育て支援のための行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たす場合に取得することができる認定マークのことを指す。

施策の方向 - 2 職場での男女平等の推進

男女が意欲や能力を正当に評価され、ともに職場で十分に個性を発揮できるよう、均等な雇用機会と待遇を確保するとともに、能力が活かせる環境づくりを推進します。また、農業や商工自営業においては、固定的な性別役割分担意識の延長にある慣習的な経営方針を解消するため、パートナーシップの促進を図ります。

施策	施策内容	事業	担当課
均等な雇用機会と	雇用機会や待遇においての	・企業や事業主等への	産業振興課
待遇の確保	男女平等の確保のため、「男	「男女雇用機会均等 法」の周知や雇用に	
	女雇用機会均等法」の定着	関するセミナーの実	
	が図られるよう企業等への	施	
	普及・啓発を図ると共に、	 ・公共職業安定所等と	 産業振興課
	女性の職業意識を高め、自	の連携による雇用情	注来派共脉
	らの能力の向上を図るため	報の提供や相談業務 の実施	
	の情報の提供や研修機会の	00天110	
	提供に努めます。		
女性の能力が活か	意欲ある女性がその能力を	・職場における慣習的	産業振興課
せる職場・環境の整	十分に活かせる職場や環境	な男女差別意識改善 のための啓発活動の	企画財政課
備	の整備を促進するため、職	推進	
	員や雇用主に対する啓発活		
	動に努めるとともに、関係	・労働基準監督署や栃	産業振興課
	機関との連携を図りながら	木県との連携による 短時間労働等に対す	
	パートタイムやアルバイト	る雇用条件の確保や	
	等多様な雇用条件における	援助に関する取り組 みの推進	
	労働条件の向上を促進しま		//\ 26 + =
	す。	・女性職員の職域の拡 大や各種研修会への	総務課
		積極的派遣の推進	
農業・商工自営業に	農業や商工自営業における	・女性の地位や収入の 確保を図るための啓	産業振興課
おけるパートナー	慣習的な性別役割分担意識	発活動、研修・相談	
シップの促進	の改善と、女性の地位や収	の実施	1-12-30/12-32-72
	入の確保を図るための啓発	・商工団体の女性部等 の活動に対する支援	産業振興課
	活動、研修の実施及び相談	の推進	
	体制の充実を図ります。		

施策の方向 - 3 意思決定の場への女性の参画拡大

政策決定、企業や農業・商工自営業、地域活動などあらゆる場での意思決定の際に、男女ともに参画して発言し、男女それぞれの視点を活かした方針決定を行なえるよう、環境づくりを進めます。

施策	施策内容	事業	担当課
政策決定への男女	女性の視点を反映させ、市	・審議会・委員会等へ	企画財政課
共同参画の促進	の政策や方針決定の過程へ	の女性参画比率目標 の設定による女性登 用の促進	関係各課
	の男女共同参画を推進する		
	ため、審議会・委員会等へ		
	の女性委員の登用を促進し	・庁内における管理職	 総務課
	ます。また、市職員の管理	への女性の積極的登 用	WG 323 H214
	職等についても、公正・公	 	
	平な能力評価により積極的		
	に女性の登用を図ります。		
企業や団体におけ	職場内での性別役割分担意	・企業や団体等、各分 野における男女共同	産業振興課
る方針決定への男	識の改善や企業を支える貴	野にのける男女共同 参画促進のための啓	企画財政課
女共同参画の促進	重な人材として女性の能力	発	関係各課
	の適切な評価に基づき、方		
	針決定の過程への男女の共		
	同参画が計られるよう、企		
	業や団体への啓発活動を推		
	進します。		
地域活動での方針	地域活動やボランティア活	・女性リーダーの養成・研修機会の提供	生涯学習課
決定への男女共同	動などの方針決定に際し	が、別局機会の延択	
参画の促進	て、男女共同参画を促進す		
	るための啓発活動の推進と	・地域活動等の方針決 定に際しての男女共	企画財政課
	ともに、女性もリーダーと	同参画促進のための	生涯学習課
	して積極的に参画できるよ	啓発活動の推進	生活課
	う情報や研修の機会を提供		社会福祉課
	します。		
農業・商工自営業に	農業や商工自営業における	・農業や商工・自営業経営への男女共同参	農業委員会
おける経営への男	経営方針決定等への女性の	画に関する研修会の	事務局
女共同参画の促進	参画を促進するため、各種	実施や意識改革のた めの啓発活動の推進	産業振興課

3	研修会の実施や交流・情報 を換の機会づくりなどを積 極的に推進します。	・農業における家族経 営協定の締結の支援 や締結後の交流会な どの実施	農業委員会事務局
---	---	--	----------

施策の方向 - 4 男女がともに参画し責任を共有する地域社会づくりの促進

「地域を取りしきるのは男性、活動するのは女性」という偏った構造を解消し、男女がと もに参画できる地域社会づくりのため、地域活動や団体活動への参画を促進します。また、 既存の団体の活動が男女の参画等により活性化するよう、支援や連携の促進に努めます。

施策	施策内容	事業	担当課
地域活動への男女	男女がともに地域活動やボ	・地域活動団体等の情	生活課
共同参画の促進	ランティア活動、PTA 活動	報収集と提供の推進	生涯学習課
	などに参画できる意識や環		健康増進課
	境づくりを進めます。		社会福祉課
			児童福祉課
			高齢福祉課
			企画財政課
		・地域活動における性	生活課
		別役割分担の見直し	
		の促進	
		・ ・地域活動や学校行事	社会福祉課
		等へ参加するための	生涯学習課
		休暇制度の周知	健康増進課
			企画財政課
団体活動の支援と	男女がともに自己実現を果	・女性の自主的活動の	生涯学習課
連携の促進	たすため、団体活動を支援	支援と団体間の連携	
	し、団体間の更なる連携を	支援	
	促進します。	・消費者活動・ボラン	産業振興課
		ティア活動などへの	生活課
		男性参加の促進と自	生涯学習課
		主活動団体の結成支	
		援	

基本目標

男女が平等に安心して健康で豊かに暮らせる生活環境づくり

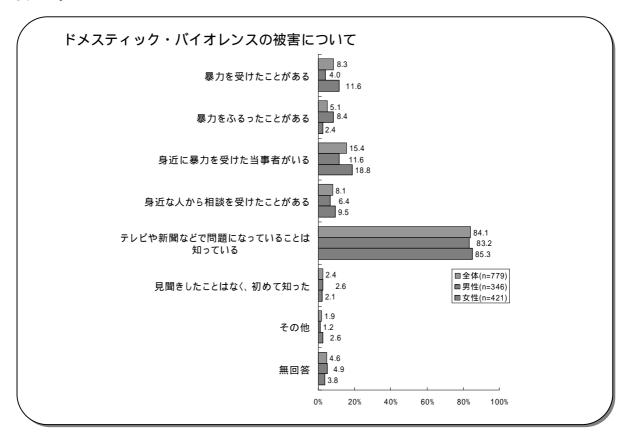
男女が心身の健康を保持し生涯を通じ心豊かな生活を送れるよう、健康づくりの推進やひとり親家庭の福祉の充実、子育てを支援できる体制づくりに努めます。また、生涯学習等の学ぶ機会を充実させます。

<現状と課題>

・ドメスティック・バイオレンスの被害に遭った回答者が約1割である。

ドメスティック・バイオレンスを経験したり、身近で見聞きしたりあるかという質問に対し、受けたことがあるとの回答が、女性で1割を超えています。また、身近な人に暴力を受けた当事者がいるとの回答も、全体で15%を超えており、潜在的な被害者も含めると相当程度の市民がドメスティック・バイオレンスの被害者、または加害者であると推察されます。

ドメスティック・バイオレンスだけでなくセクシュアル・ハラスメント等、男女間のあらゆる暴力を根絶するための施策が必要です。また、被害に遭った方を救済する施策なども必要です。



施策の方向 - 1 生涯を通じた健康の保持と増進

女性特有の病気や性に関する病気等の正しい知識を身につけられるよう、健康診査や医療等の充実を図ります。そして、男女とも生涯を通じて健康を保持・増進するよう、健康づくりの普及・促進に努めます。

施策	施策内容	事業	担当課
生涯にわたる女性の	母性の保護や生涯にわたる	・骨粗鬆症や更年期障害、スロがんか乳が	健康増進課
健康管理・母子保健	女性の健康・健全な生活の	害、子宮がんや乳が んなど、女性に特有	保険年金課
医療等の充実	確保のため、女性特有の症	の症状・病気、性に 関する病気等の正し	
	状や病気、性に関する病気	い知識の普及や健康	
	等に対応した知識の普及や	診査の充実、健康相 談・助成体制等の充	
	健康診査、母子保健医療等	談・助放体制等の元 実	
	の充実を図ります。	・妊産婦に対する健康 診査や健康教育・指 導など、母子保健対 策・助成等の支援体 制の充実	健康増進課 保険年金課
健康づくりの普	健康の増進のため、市民の	・健康・体力づくりに	健康増進課
及・促進	健康・体力づくりを支援す	関する意識啓発の推 進	スポーツ振 │ 興課
	るとともに、予防の観点を		
	取り入れた健康づくりに対	・健康・体力づくりに 関する相談体制の充	健康増進課 スポーツ振
	する意識啓発を推進しま	実	興課
	す。		
健康診査の充実	男女に関わらず、生涯を通	・特定検診・特定保健 指導の実施	健康増進課 保険年金課
	じて健康を保持できるよ	旧等い天心 	
	う、健康診査の充実を図り		
	ます。		

施策の方向 - 2 子育て支援環境の充実

多様な家庭の形態や多様化する価値観・ニーズに対応し、あらゆる家庭における子育て環境を支援するため、子育て支援環境の充実や子育て体制の支援の推進、またひとり親家庭への福祉の充実を図ります。

施策	施策内容	事業	担当課
多様な暮らしを支 える子育て支援環	共働きや核家族の増加、多 様な就業形態に対応しつ	・育児に関する情報の 提供、相談体制の充 実や児童手当等の支	児童福祉課 健康増進課 保険年金課
境の充実	つ、次代を担う子どもたち を健やかに育てていくた め、ニーズに対応した保育	<u>給</u> ・地域子育て支援セン ターの機能・事業の 充実	児童福祉課
	サービスの充実や相談・支 援体制の充実を図ります。	・児童館活動の充実 ・学童保育、0歳児保 育、障害児保育など、 多様なニーズに対応 した保育事業等の促	児童福祉課
		進 ・民間で組織・運営している保育所や学童保育に対する支援・子どもの虐待に関す	児童福祉課 児童福祉課
		る各関係機関とのネットフェー	(74 CT 144 VA 400
父親参加の子育で 体制支援の推進	子育てにおける男性の参加 を促進するため、男性の意 識改革を促進するとともに	・父子手帳の配布等による意識啓発の推進	健康増進課 企画財政課
	両親ともに参加する講座を 提供し、家庭内の子育て環 境づくりを支援します。	・両親学級、乳幼児学 級教室等の実施	健康増進課 生涯学習課
ひとり親家庭への福祉の充実	ひとり親家庭など、それぞれの環境に配慮した生活・就労・健康・教育などに関する多様なサービスの提供や相談・支援の充実を図り	・ひとり親家庭等への 様々なサービスに関 する情報の提供、相 談・助成・支援体制 等の充実	社会福祉課 児童福祉課 保険年金課
	ます。		

施策の方向 - 3 男女間のあらゆる暴力の根絶

差別意識や無意識的な慣習に根ざす肉体的・精神的な暴力を防止し根絶するため、暴力を許さない社会意識の醸成に向けて社会全体での取り組みを推進します。また、暴力の被害に遭った市民が保護され、再び被害に遭わないよう、相談体制と支援体制の充実を図ります。

施策	施策内容	事業	担当課
セクシュアル・ハラ	職場におけるセクシュア	・セクシュアル・ハラ スメント防止のため	総務課 産業振興課
スメントやドメス	ル・ハラスメントや家庭に	の労使双方の啓発の	
ティック・バイオレ	おけるドメスティック・バ	推進	
ンス等、男女間のあ	イオレンス等、差別意識や	 	 企画財政課
らゆる暴力の根絶	無意識な慣習に根ざす肉体	イオレンスやストー	児童福祉課
に向けた取り組み	的・精神的な全ての暴力の	カー行為の防止のための発送制の批准	生涯学習課
の推進	根絶のため、人権の尊重や	めの啓発活動の推進	
	暴力を許さない社会意識の	<u></u>	
	醸成に向けた啓発活動、意	・ドメスティック・バ イオレンスや児童虐	児童福祉課 健康増進課
	識改革のためのセミナーの	待等の防止のための	
	実施等、社会全体での取り	相談・カウンセリン グ体制の充実	
	組みを推進します。		
被害女性の支援体	警察等関係機関・民間支援	・警察等の関係機関と の緊密な連携による	生活課 社会福祉課
制の充実	団体との連携の下、男性か	被害者の適切な保護	児童福祉課
	らの肉体的・精神的な暴力	や相談体制の確立	健康増進課 高齢福祉課
	の被害女性等、保護を要す	 ・行政と民間支援団体	生活課
	る女性に対する適切な保護	との連携による相談	社会福祉課
	や相談などの支援体制の充	活動・情報交換の推 進	児童福祉課 健康増進課
	実を図り、再発の防止に努		高齢福祉課
	めます。	・シェルターの所在地 等、被害女性が必要	社会福祉課 児童福祉課
		とする情報の提供	健康増進課
			高齢福祉課

施策の方向 - 4 生涯学習の充実

男女がともに生涯を通じて心豊かに暮らせるよう、様々な学習機会を提供します。また、 男女がともに身体的・精神的に自立して暮らせるよう、学習する機会の充実を図ります。

施策	施策内容	事業	担当課
様々な啓発・学習機	男女が性別にとらわれず、	・生涯学習・啓発のた	生涯学習課
会の提供	個性を活かし、能力を伸ば	│ めの冊子・パンフレ │ ットの発行	健康増進課
	し、自分らしい生きがいの		
	ある人生を送るため、生涯	・女性、男性、高齢者 等を対象にした各種	生涯学習課 高齢福祉課
	学習等の機会の提供に努め	講座の充実	健康増進課
	ます。		関係各課
男女の自立を支え	家庭や地域における固定的	・男性の生活習慣自立	生涯学習課
る教育・学習機会の	な役割分担意識を見直し、	等のための講座や女性の学習・就業のた。	健康増進課
充実	男女がともに協力し、自立	めの講座等の実施	
	できる社会づくりをめざ	・就業や趣味、地域ボ	産業振興課
	 し、各種教育や学習機会の	ランティアに関する 身近な情報の提供	生涯学習課 生活課
	充実を図ります。		社会福祉課 高齢福祉課

施策の方向 - 5 高齢者や障害者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障害者が安心して暮らせるよう、各種制度の充実や福祉の充実を図ります。また 高齢者や障害者が心豊かに暮らせるよう、高齢者の生きがいづくり、障害者の社会参加の環 境づくりを進めます。

施策	施策内容	事業	担当課
介護予防や介護保 険制度の充実	高齢者の多くを女性が占め、その介護も主に女性が担っているという現状を踏まえ、介護保険制度の円滑な運営による介護負担の更なる軽減に努めます。また、	・健康づくりと介護予 防の意識啓発と健康 診査・相談体制の整 備・充実	健康増進課高齢福祉課
	健康な老後をおくることができるよう、それぞれのライフスタイルに合わせた自らの健康管理に関する情報提供や検診・相談体制の充実による介護予防を推進します。	・介護保険制度の円滑 な運営による在宅サ ービスの充実や、介 護保険施設の整備促 進	高齢福祉課
高齢期の生活を支 える仕事や生きが いづくり	男女とも、高齢期を健やかに生きがいをもって暮らすことのできるよう、年齢や経験に応じた就業機会の提供による自立の支援や、趣味を活かした社会活動への	・高齢者のためのスポーツ・文化活動機会の充実や情報提供、指導者育成・公共職業安定所等との連携による高齢者就業活動の支援	高齢福祉課 生涯学習課 スポーツ振 興課 産業振興課
	参画の促進など、生きがい を感じられる高齢期の生活 を支援していきます。	・経験を活かした高齢 者の就業情報の提 供、就業のための研 修等の実施	産業振興課 生涯学習課 高齢福祉課
障害者のいる家庭 への福祉の充実	障害者のいる家庭などへの 様々なサービスに関する情 報の提供、相談・支援体制 の充実を図ります。	・障害者のいる家庭な どへの様々なサービ スに関する情報の提 供、相談・助成・ 援体制等の充実 ・障害者の特性に応じ た教育・育成の推進	社会福祉課 児童福祉課 保険年金課 社会福祉課 社会福祉課 学校教育課

・障害者の就業情報の「社会福祉課
提供・相談体制の充 産業振興課
実や共同作業、文
化・スポーツ活動を
通した自立・社会参
加の促進

施策の方向 - 6 地域コミュニティ活性化の推進

地域コミュニティの中で提供できるものは提供できる仕組みづくりを進めるため、地域コミュニティ活動の活性化を推進するとともに、活動を支援します。

施策	施策内容	事業	担当課
地域コミュニティ	地域コミュニティ全体に男	・自治会等への加入の促進	生活課 関係各課
活動の活性化	女平等意識を浸透させるた		
	め、市民のコミュニティへ	・地域コミュニティの 充実と参加の促進	生活課
	の参加を促進します。	冗美と参加の促進	関係各課
まちづくり活動へ	市民主体のまちづくり活動	・まちづくり活動への 参加促進と活動支援	企画財政課 関係各課
の支援	を通じて男女共同参画の意	多加促進し/泊勤又扱	利尔口林
	義を実感できるよう、まち	・就業や趣味、地域活動やボランラ・スに	社会福祉課
	づくり活動を支援します。	動やボランティアに 関する身近な情報の 提供	生活課 産業振興課 生涯学習課

第4章 男女共同参画プランの推進

1 推進体制の整備

行政と市民がそれぞれの立場から意識を高め、共通の理解のもと、庁内においては横断的な推進体制の整備と充実を、市民においては男女共同参画を推進する団体の育成等を図ります。また、市民と行政の協働の見地から、市民と行政の連携強化を図ります。

庁内推進体制の充実

多くの施策は複数の担当課による協力・連携が必要となります。行政の各分野において、庁内の連携が十分に図れるよう、男女共同参画推進本部など、横断的な推進体制の整備と充実を図ります。

市民との協働を支える体制づくり

すべての目標は、行政による施策の推進だけでは実現が図れるものではありません。 市民・民間団体と行政が連携して推進できる体制づくりを進めます。また、市民・民間 団体と行政との協働を円滑に進めるため、市民や民間団体の中でまとめ役として活躍で きる人材の育成を支援します。

2 プランの推進方針

市民アンケート調査結果より抽出された課題を分析するとともに社会的状況の変化等を考慮し、プランを推進する上で重要となる視点を「重点推進方針」として以下の 2 つを掲げます。

第1に、男女共同参画の認知度向上と意識改革のための啓発活動の推進を掲げます。

市民意識調査から、市民のなかでは男女共同参画の認知度が低い水準にあること、また、 男女平等を十分に理解していない市民が見受けられることが明らかになりました。男女共 同参画社会の実現には、男女共同参画社会がいかなるものかを、多くの市民が正しく認識 することが前提となります。したがって、啓発活動が重要と考えます。

第2に、地域コミュニティによる草の根活動の活性化を掲げます。

少子高齢化、共働き世帯の増加など、社会的状況の変化や個々人のワークスタイルが変化し、地域コミュニティが消失する傾向にあります。地域コミュニティにおける活動を通して、地域コミュニティの活性化を図るとともに、市民が男女共同参画を自分に関係するものであると認識できる仕組みづくりが重要と考えます。

それぞれの重点推進方針を当てはめると、該当する施策の方向は以下のようになります。

男女共同参画の認知度向上と意識改革のための啓発活動の推進

男女共同参画社会が目指す社会のあり方を認知してもらうための広報活動の充実、女性問題についての理解を深める啓発活動の充実などを進めます。

<該当する施策の方向>

基本目標

- 1 男女平等意識の確立
- 2 固定的な性別役割分担意識の解消

基本目標

- 1 男女がともに築く家庭生活の実現
- 3 意思決定の場への女性の参画拡大

基本目標

- 3 男女間のあらゆる暴力の根絶
- 4 生涯学習の充実

地域コミュニティによる草の根活動の活性化

地域コミュニティによる口コミの啓発活動、見守り等による子育て支援、ドメスティック・バイオレンス等について話しやすい雰囲気づくりなど、地域コミュニティにおける活動の活性化を図ります。

<該当する施策の方向>

基本目標

- 3 意思決定の場への女性の参画拡大
- 4 男女がともに参画し責任を共有する地域社会づくりの促進

基本目標

- 2 子育て支援環境の充実
- 6 地域コミュニティ活性化の推進

3 プランの進行管理

プランに記載された各施策について、施策の進捗状況を把握し、プランの進行管理及び評価・見直しを行います。進行管理の目的は、市民と行政との対話を通じて、定期的に意識改革・意識啓発を促すことです。

プランの進捗状況は、 施策の実施状況と、 市民意識調査による計画の進捗状況の 2 つの方法で実施し、それぞれ男女共同参画推進委員会及び市民の意向を踏まえて把握・評価します。

特に、 施策の実施状況の把握・評価は、それぞれの施策に関連する事業の実施・未 実施の確認や事業量の把握ではなく、事業が男女共同参画の視点に立って実施されてい るかどうかを把握・評価することに重点を置き、まとめた内容を男女共同推進委員会に 報告するとともに検討・評価などの参考資料として活用します。

施策の実施状況の把握・評価

各施策に関わる事業の概要と代表的な数値について、各担当課が提示したものを整理 します。まとめた資料を男女共同推進委員会に報告し、委員会での検討・評価を経て、 市民の意見を広く収集します。

市民意識調査による計画の進捗状況の把握・評価

各施策に関わる市民の意識変革や環境変化・社会変化の実感を、3年程度ごとの市民に対する意識調査により把握します。市民意識調査により得られた結果は男女共同参画推進委員会に報告し、委員会での検討・評価を経て、広報等を通じて市民に公表します。

プランの見直し

や での検討結果と社会情勢の変化等を適切に判断し、必要に応じてプランの見直 しの検討を行います。

プラン進行管理イメージ図

